

平成26年度第1回環境審議会鳥獣部会の開催状況

- 1 日 時：平成26年9月1日（月）13：25～14：30
- 2 場 所：大分県庁舎本館 8階 81会議室
- 3 出席者：委員7名（全員出席）、事務局4名
- 4 議題①：関崎鳥獣保護区特別保護地区（大分市佐賀関）の指定について
 - (1) 目的：国内最南端のウミネコ営巣地となっているほか、多数の鳥獣の生息環境として重要なため
 - (2) 指定期間：平成26年11月1日～平成36年10月31日（10年間）
 - (3) 面積：94ha
 - (4) 指定区域：佐賀関半島東部に位置する高島全島と周辺の小島を含む区域
- 議題②：宇佐神宮鳥獣保護区特別保護地区（宇佐市）の指定について
 - (1) 目的：宇佐神宮の鎮守の森を含め鳥獣の生息環境として重要なため
 - (2) 指定期間：平成26年11月1日～平成36年10月31日（10年間）
 - (3) 面積：26ha
 - (4) 指定区域：宇佐平野の南東に位置し、宇佐神宮を含めた標高10～35mの丘陵地帯の区域
- 5 審議結果：第11次鳥獣保護事業計画に基づく、2つの鳥獣保護区特別保護地区の指定について審議が行われ、原案どおり承認された。



平成26年度第2回環境審議会鳥獣部会の開催状況

- 1 日 時：平成26年12月16日（火）15：50～16：30
- 2 場 所：大分センチュリーホテル 3階 梅の間
- 3 出席者：委員7名（全員出席）、事務局2名
- 4 内 容：総会後に部会を開き、部会長の選出等を行った。
野生鳥獣による農林水産被害対策への取組について説明し、助言いただいた。

平成26年度第3回環境審議会鳥獣部会の開催状況

- 1 日 時：平成27年3月25日（水）13：30～15：00
- 2 場 所：大分県庁舎本館 8階 81会議室
- 3 出席者：委員6名（7人中1人欠席）、事務局4名
- 4 議 題 ①：第11次鳥獣保護管理事業計画の変更・・・別添1
議 題 ②：第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の策定・・・別添2
議 題 ③：第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の策定・・・別添3
- 5 審議結果：鳥獣法が平成27年5月29日に改正されることに伴い、第11次鳥獣保護管理事業計画の変更、第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画及び第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の策定について審議が行われ、原案どおり承認された。

第1 1次鳥獣保護管理事業計画の概要

1 計画変更の背景及び計画の概要

大分県では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」及び環境大臣が定めた「鳥獣の保護及び管理を図るための基本的な指針」（以下、基本指針）に即した野生鳥獣の保護管理を図るため、鳥獣保護区等の指定や鳥獣保護事業の実施についての事項を定めた「鳥獣保護事業計画」を策定している。

このたび、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められ、基本指針が改正されたことに伴い、「第11次鳥獣保護事業計画」を改正内容に即した「第11次鳥獣保護管理事業計画」とするよう所要の変更を行うもの。

2 現行の計画からの主な変更点

(1) 計画の名称、文言等に法改正の内容を反映

- ・鳥獣保護事業計画 → 鳥獣保護管理事業計画
- ・鳥獣の保護管理 → 鳥獣の保護及び管理
- ・鳥獣保護員 → 鳥獣保護管理員
- ・特定鳥獣保護管理計画 → 第二種特定鳥獣管理計画
- ・「第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項」について法改正により捕獲許可区分が改正されたことに伴う体系の整理（別紙）

(2) 新たに追加された事項を記載

- ・「認定鳥獣捕獲等事業者」に関する事項
鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者（法人）を県が認定できる。
- ・「指定管理鳥獣」に関する事項
捕獲等の事業の実施計画を県が策定し、その全部又は一部を認定鳥獣捕獲等事業者
に委託できる。

(3) 計画期間

平成24年4月1日～平成29年3月31日（5年間）
（平成27年5月29日変更）

※今回の改正では、法改正に対応する内容のみの改正を行う。

全体的な見直しについては、平成29年4月1日を始期とする第12次計画策定時に行う。

第1期第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（案）の概要

1 計画策定の目的及び背景

本県では、近年、主に中山間地域においてイノシシによる農作物被害が深刻化している。これまで電気柵や金網柵を設置して集落や農地への侵入を防いだり、有害鳥獣捕獲により捕獲を強化してきたが、依然として被害が発生しているのが現状である。

今後、イノシシによる農林業被害の軽減を図るため、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、明確な管理の目標を設定し、これに基づき個体群管理、生息地管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じる必要がある。

本計画は、イノシシの生息数を適正な水準に減少させることを目的として策定する。

2 計画の概要

- (1) 計画の期間 平成27年5月29日から平成29年3月31日
- (2) 対象区域 県下全域（姫島村を除く。）
- (4) 管理の目標 被害額を8千万円以内に抑える
- (5) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
 - ① 有害鳥獣捕獲体制の整備（捕獲班員の養成、確保、農林業者による自衛のための捕獲体制の整備）
 - ② 被害発生予察による計画的な有害捕獲（予察捕獲）の推進
 - ③ 狩猟における規制緩和
 - (ア) 狩猟期間の延長
 - (イ) 禁止猟法の一部解除
 - (ウ) 特例休猟区での可猟化
- (6) 第二種特定鳥獣の生息地の整備に関する事項
耕作放棄地や竹林など荒廃地を解消し、イノシシを近づけさせない環境整備を集落ぐるみで取り組む。
- (7) その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項
 - ① 集落ぐるみで実施する農林業被害対策（防護柵の共同設置・管理を支援・指導）
 - ② 獣肉利活用対策（捕獲個体の地域資源としての活用）
 - ③ モニタリング調査（捕獲頭数、被害額等の調査）
 - ④ 計画の実施体制（鳥獣被害対策本部、特定鳥獣保護管理検討委員会）

3 現行の計画からの主な変更点

- (1) 計画の名称、文言等に法改正の内容を反映
 - ・特定鳥獣保護管理計画 → 第二種特定鳥獣管理計画
 - ・特定鳥獣 → 第二種特定鳥獣
 - ・保護管理 → 管理
- (2) 捕獲数、被害額等のデータの時点修正
前回計画策定時に平成22年度までのデータであったもののうち、平成25年度まで集計済みのものについて、データの更新をおこなった。
- (3) 計画期間
改正法の施行日から現行計画の終期までとする。
※今回の計画策定では、現行計画の具体的事項を引き続き実施し、法改正に伴う事項のみ現行計画から変更する。
全体的な見直しは次期計画策定時に調査等を実施してから行う。

第1期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）の概要

1 計画策定の目的及び背景

本県では、ニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大に伴い、農林業被害及び生態系、生物多様性への影響が深刻な課題となっている。

今後、地域的に著しく増加したニホンジカについて、科学的知見を踏まえ、専門家や幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定する必要がある。

本計画は、管理目標に基づき個体数管理、被害防除対策、集落環境対策等の手段を講じることを目的に策定する。

2 計画の概要

- (1) 計画の期間 平成27年5月29日から平成29年3月31日
- (2) 対象区域 県下全域（姫島村を除く。）
- (4) 管理の目標 県内分布の全域において3頭以下/km²
- (5) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
 - ① 有害鳥獣捕獲体制の整備（捕獲班員の養成、確保、農林業者による自衛のための捕獲体制の整備）
 - ② 被害発生子察による計画的な有害捕獲（予察捕獲）の推進
 - ③ 狩猟における規制緩和
 - (ア) 狩猟期間の延長 (イ) 捕獲頭数の制限解除
 - (ウ) 禁止猟法の一部解除 (エ) 特例休猟区での可猟化
- (6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
有害捕獲による捕獲が困難な県境域等での捕獲を実施する
- (7) 第二種特定鳥獣の生息地の整備に関する事項
モニタリング等によりシカの生息頭数が目標頭数を下回らないよう管理する。
- (8) その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項
 - ① 集落ぐるみで実施する農林業被害対策（防護柵の共同設置・管理を支援・指導）
 - ② 自然生態系への被害対策（環境省や九州森林管理局と連携した奥山地域での対策）
 - ② 獣肉利活用対策（捕獲個体の地域資源としての活用）
 - ③ モニタリング調査（捕獲頭数、被害額等の調査）
 - ④ 計画の実施体制（鳥獣被害対策本部、特定鳥獣保護管理検討委員会）

3 現行の計画からの主な変更点

- (1) 計画の名称、文言等に法改正の内容を反映
 - ・特定鳥獣保護管理計画 → 第二種特定鳥獣管理計画
 - ・特定鳥獣 → 第二種特定鳥獣
 - ・保護管理 → 管理
- (2) 捕獲数、被害額等のデータの時点修正
前回計画策定時に平成22年度までのデータであったもののうち、平成25年度まで集計済みのものについて、データの更新をおこなった。
※推定生息頭数については調査未実施のため前回策定時のデータを使用する。
- (3) 計画期間
改正法の施行日から現行計画の終期までとする。
※今回の計画策定では、現行計画の具体的事項を引き続き実施し、法改正に伴う事項のみ現行計画から変更する。
全体的な見直しは次期計画策定時に調査等を実施してから行う。